

令和4年度

— 第3回（定例・臨時） —

教育委員会議事録

開 会	令和4年6月10日	10時30分				
閉 会	令和4年6月10日	11時30分				
会議場所	教育委員室					
委員出欠	花山院弘匡	欠	上野周真	出	伊藤忠通	出
	田中郁子	出	伊藤美奈子	欠		
議事録署名	教 育 長					
委 員	教育長職務代理者					
書 記	奈良県教育委員会事務局 企画管理室					

議 案 及 び 議 事 内 容

<p>次 第</p> <p>議決事項 1 教育職員免許に関する規則の一部改正について</p> <p>議決事項 2 奈良県教育委員会手数料条例の一部を改正する条例について</p> <p>議決事項 3 6月県議会予算外議案の提案について</p> <p>議決事項 4 奈良県立高等学校入学者選抜の基本方針（令和4年4月）の改定について</p> <p>議決事項 5 奈良県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例について</p> <p>議決事項 6 令和5年度使用教科用図書採択基準及び選定資料について</p> <p>議決事項 7 学校運営協議会の設置について</p>	<p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>可 決</p>
<p>○吉田教育長 「上野委員、伊藤忠通委員、田中委員おそろいですね。それでは、ただ今から、令和4年度第3回定例教育委員会を開催いたします。本日は、花山院委員と伊藤美奈子委員が欠席ですが、定足数を満たしており、委員会は成立しております。奈良県教育委員会会議傍聴規則第2条の規定に基づきまして、1名の方が傍聴券の交付を受けています。」</p>	
<p>○吉田教育長 「議決事項2、3及び5については、議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に關することであり意思形成過程であるため、当教育委員会においては非公開で審議すべきものと考えます。委員の皆様にお諮りします。いかがでしょうか。」</p> <p style="text-align: center;">※ 各委員一致で可決</p> <p>○吉田教育長 「委員の皆様議決を得ましたので、本日の議決事項2、3及び5については、非公開で審議することとします。」</p>	<p>可 決</p>
<p>議決事項 1 教育職員免許に関する規則の一部改正について</p>	
<p>○吉田教育長 「議決事項1『教育職員免許に関する規則の一部改正』について、ご説明をお願いします。」</p> <p>○東村教職員課長 「教育職員免許に関する規則の一部改正について、ご説明いたします。『教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律』が第208回国会において成立し、教員免許更新制度の廃止が決定しました。これに伴い、『教育職員免許に関する規則』のうち免許更新制に係わる規定及び申請の様式を削除します。施行期日は改正法が施行される令和4年7月1日とします。</p> <p style="padding-left: 2em;">以上です。」</p> <p>○吉田教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」</p>	

議案及び議事内容

○吉田教育長 「ご意見、ご質問が無いようですので、原案どおり議決してよろしいか。」

※各委員一致で可決

○吉田教育長 「議決事項1については可決いたします。」

議決事項4 奈良県立高等学校入学者選抜の基本方針（令和4年4月）の改定について

○吉田教育長 「議決事項4『奈良県立高等学校入学者選抜の基本方針（令和4年4月）の改定』について、ご説明をお願いします。」

○山内高校の特色づくり推進課長 「奈良県立高等学校入学者選抜の基本方針（令和4年4月）の改定について、ご説明いたします。入学者選抜の基本方針については、本年4月の第1回教育委員会会議で改定されました。特色選抜の未充足枠について、募集が1名や2名となった場合に願がされにくいこと、全体で500名余りの未充足枠への願が40数名という状況であること等から、一般選抜で募集しないという方向で議決されています。ただ、その際、これまで未充足枠に願していた生徒を想定した対応が必要ということで、第2希望を認めるような制度を検討することを認めていただいたところです。

特色選抜における第2希望の制度について、中学校や高等学校、また、入学者選抜検討委員会の委員に意見を求めました。『特色選抜の願時に第2希望をとる場合、特色選抜で定員が充足すると第2希望の意味がなくなる。』、『特色選抜の願締め切り後に未充足枠へ願させる場合、未充足枠のみを選択させるのは少しマイナスのイメージとなるのではないか。』と、様々な意見をいただきました。これらの意見を受けまして、今回、特色選抜の不合格者に対する一定の措置が必要と判断し、改定をご提案します。

新旧対照表をご覧ください。一般選抜の対象として、アとイの学科（コース）で実施するとしています。アは、一般選抜で定員の全て又は一部を募集する学科（コース）です。イは、特色選抜の未充足枠で、一般選抜で募集する規定にしたいと考えています。ただし、この未充足枠に願できる者は、『特色選抜を受検し不合格になった生徒』に限定することにします。その生徒については、イの未充足枠と、アの通常の一般枠の両方に願できるようにし、第1希望はイの未充足枠とします。つまり、特色のある学校に進学したいと考えている生徒の希望をできるだけ叶える方向で、制度設計をしたいと考えています。

以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○伊藤（忠）委員 「出願者の希望に添うような形で改定の措置をとられたということで、結構かと思います。実際に数がどうなるかは試験を行ってみないと分からないと思いますが。生徒本人はもちろんですが、進路指導の先生、保護者の持っている考えもあると思うので、しっかりコミュニケーションがとれるようにお願いします。」

○田中委員 「受検生、保護者の準備期間が必要だと思うので、丁寧に説明をしてください。例えば、小学校6年生の子が対象です、などと付け加えた方が理解がより深まると思います。」

○山内高校の特色づくり推進課長 「今回提案しています基本方針については、今年度実施する入学者選抜から適用するものです。ただ、田中委員からご意見をいただきましたとおり、現在入

議 案 及 び 議 事 内 容

学者選抜検討委員会で進めている入学者選抜の大枠の変更については、一定の周知の期間を設けることが非常に重要だと認識していますので、十分に状況整理のうえ対応していきたいと思いません。」

○吉田教育長 「他にご意見、ご質問が無いようですので、原案どおり議決してよろしいか。」

※各委員一致で可決

○吉田教育長 「議決事項4については可決いたします。」

議決事項6 令和5年度使用教科用図書採択基準及び選定資料について

○吉田教育長 「議決事項6『令和5年度使用教科用図書採択基準及び選定資料』について、ご説明をお願いします。」

○岡田特別支援教育推進室長 「令和5年度使用教科用図書採択基準及び選定資料について、ご説明いたします。令和5年度に使用する教科用図書の採択が、適正かつ公正に行われるために、採択基準及び選定資料を作成いたしました。この採択基準及び選定資料については、奈良県教科用図書選定審議会の答申を基に、事務局で整えたものです。

まず、採択基準についてですが、県教育委員会として、採択権者である市町村教育委員会等の権限と責任のもと、教科用図書の内容について十分な調査研究を行うとともに、適正かつ公正な採択の確保を徹底し、開かれた採択を一層推進することなどを指導するため、この採択基準を示しております。

続きまして選定資料については、6月1日の教科用図書選定審議会にて精査し、作成いたしました。義務教育諸学校特別支援学級及び特別支援学校（小・中学部）において、検定教科書を使用することが適当でない場合、一般図書を教科用図書として採択することができることとなっています。一般図書は、毎年採択替えができることから、選定の参考となる資料を毎年作成し、採択権者に送付することにより助言、援助を行うこととしております。県教育委員会として、本選定資料の提示をもって公正な採択事務への助言、援助としてまいりたいと考えております。

また、特別支援学校（小・中学部）で使用する教科用図書については、各学校の選定委員会で調査し、選定した結果を基に、8月の定例教育委員会で採択することになります。

以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○伊藤（忠）委員 「下学年用教科書を採択する場合、例えば小学校6年生が低学年の教科書を使ってもよいのですか。」

○岡田特別支援教育推進室長 「下学年用教科書については、児童生徒の実態に応じて採択するので、小学校6年生が低学年の教科書を採択することは可能です。また、児童生徒の実態に応じて文部科学省著作教科書を採択することも可能です。」

○伊藤（忠）委員 「実態に応じて、同じ学級でも一人一人違う教科書を選定するというのですか。」

議 案 及 び 議 事 内 容

○岡田特別支援教育推進室長 「多くの授業において児童生徒の実態別にグループを編成し、グループの実態に応じた教科書を選定しています。同じ学級でもグループが違っていると選定する教科書は違います。」

○伊藤（忠）委員 「学級を担当する教員が判断するのですか。」

○岡田特別支援教育推進室長 「校内で教科書選定委員会を開き、グループの実態を調査した上で教科書を選定しています。」

○吉田教育長 「他にご意見、ご質問が無いようですので、原案どおり議決してよろしいか。」

※各委員一致で可決

○吉田教育長 「議決事項6については可決いたします。」

議決事項7 学校運営協議会の設置について

○吉田教育長 「議決事項7『学校運営協議会の設置』について、ご説明をお願いします。」

○大橋人権・地域教育課長 「学校運営協議会の設置について、ご説明いたします。今回、県立奈良商工高等学校をはじめ合計20校から、学校運営協議会の設置について申し出がありました。設置する理由、協議会会則案については配布資料のとおりです。

つきましては、学校運営協議会を設置してよろしいかお諮りします。

なお、本日、学校運営協議会の設置について議決をいただきましたら、設置日を令和4年7月1日とさせていただきます。

委員の委嘱については、『奈良県教育委員会の権限に属する事務の教育長専決に関する規程第2条』に基づき、選任させていただき、今後の定例教育委員会に報告させていただく予定です。

以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○吉田教育長 「これで全校設置されたのですか。」

○大橋人権・地域教育課長 「あと1校残っています。次の定例教育委員会には間に合うと思います。8月1日設置を目指して準備していただいています。」

○吉田教育長 「令和4年度中に、学校運営協議会に全部移行するよう進めていただいていたが、達成できそうですか。」

○大橋人権・地域教育課長 「それは可能と思っています。」

○吉田教育長 「学校運営協議会に移行後、学校評議員会はどうなりますか。」

○大橋人権・地域教育課長 「学校評議員会は学校運営協議会の設置に伴って閉じる学校がほとんどです。」

議 案 及 び 議 事 内 容

○吉田教育長 「学校評議員会は規則に載っていますか。」

○山内高校の特色づくり推進課長 「学校評議員の制度は当課が所管しています。奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則に規定がありますので、移行が完了後、規則から削除する方向で進めたいと考えています。」

○吉田教育長 「学校運営協議会も管理運営規則に載っているのですか。」

○香河教育次長 「教育委員会規則で、奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則として別に制定されています。」

○吉田教育長 「学校運営協議会を管理運営規則で定められるか検討してください。」

○香河教育次長 「検討します。」

○上野委員 「各学校の『5 委員を委嘱、任命する者』ですが、内容や人数がまちまちですね。基本的なものはあると思いますが、あとは学校独自で判断して、決められているのですか。」

○大橋人権・地域教育課長 「保護者、地域住民、学校の運営に資する活動を行う者は、必ず1名ずつ含めなければならないことになっています。10名以内で、その学校に応じたメンバーを選ぶことになっていますので、それぞれの学校で考えていただいております。」

○上野委員 「学校の規模や生徒数によって決められているのですか。」

○大橋人権・地域教育課長 「例えば、奈良商工高等学校では、奈良商工会議所の方や奈良経済産業協会の方に入っていたきながら、学校の目指す方向性に合致した委員を選んでいただいていると認識しています。」

○吉田教育長 「委員の委嘱にあたって、謝金等は発生するのですか。」

○大橋人権・地域教育課長 「外部の委員には、委員報酬をお支払いしています。」

○吉田教育長 「上野委員のおっしゃるように、委員の人数が6名から10名とばらつきがありませんね。」

○大橋人権・地域教育課長 「はじめは、最小限の人数でスタートし、今後、少しずつ必要な委員を増やしていきたいという学校もあります。」

○田中委員 「第4条に、協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会に意見を述べるができるとの記載がありますが、これを吸収していくと学校現場のいろいろな意見が集まると思います。」

○大橋人権・地域教育課長 「当課から各学校を訪問するなどして、相談や意見を丁寧に聞き取りして参りたいと思っています。」

議案及び議事内容

○田中委員 「意見を吸い上げることは本当に力が要ると思います。様々な意見が出てくるかもしれませんが、現場の困り事を反映できるように、意見を吸収してほしいと思います。」

○吉田教育長 「第4条に基づいて、意見を述べられたものに対して報告するように通知を出していますか。」

○大橋人権・地域教育課長 「年度末に運営協議会の報告書を提出していただいています。話し合いの内容について、当課に報告いただいています。その中で、委員会に報告するといった意見は、今のところいただけていません。」

○吉田教育長 「会議の内容についての報告は、何に基づき報告させているのですか。」

○大橋人権・地域教育課長 「学校運営協議会の運営状況を把握するため、報告いただいています。」

○吉田教育長 「学校から報告を求めるときに、過剰な報告を求めてしまうことがありますよね。アンケートや報告が多すぎて、教頭がオーバーワークになってしまうこともあります。第4条で、意見を述べることができると書いてあるので、ここだけ報告してもらってはどうか。」

○大橋人権・地域教育課長 「今後、整理いたします。」

○吉田教育長 「他にご意見、ご質問が無いようですので、原案どおり議決してよろしいか。」

※各委員一致で可決

○吉田教育長 「議決事項7については可決いたします。」

○吉田教育長 「その他報告事項1について、ご報告をお願いします。」

○稲葉健康・安全教育課長 「『奈良県立学校における熱中症対策ガイドライン』について、ご報告します。奈良県における学校管理下での熱中症の発生件数は、平成30年度をピークにして、減少傾向にあります。しかしながら、環境省や文部科学省の分析では、近年の気候変動等の影響を考慮すると、今後、全国で死者1,500人を超えた平成22年や平成30年のような災害級の酷暑が懸念されています。

県教育委員会では平成29年3月に、『学校管理下における体育・スポーツ活動中の事故を防止するために』を策定し、令和元年度には各県立学校に暑さ指数計を配置するなど、熱中症事故の防止について、様々な取り組みを進めてきました。これらを有効に活用して、各学校現場で、全教職員が熱中症に対して、迅速かつ適切に行動できるよう、最新の情報等を加えたガイドラインを作成しました。

今後は本ガイドラインをもとに、熱中症事故の発生及び重症化を可能な限り防いでいきたいと考えています。また本ガイドラインを、各市町村教育委員会へも情報共有し、県下全域で活用されることにより県立学校はもちろん各市町村立学校においても、熱中症対策をさらに推進されるように努めていきたいと考えています。

以上です。」

議 案 及 び 議 事 内 容

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○吉田教育長 「熱中症対策ガイドラインは、いつ配りますか。」

○稲葉健康・安全教育課長 「課のホームページに掲載し、それをダウンロードする形にして、これから配ろうと考えています。」

○吉田教育長 「熱中症対策ガイドラインを出すのであれば、委員皆さんに概要のみならず、詳細も確認していただき、ご意見を伺って策定すべきと考えます。」

○稲葉健康・安全教育課長 「早急に対応します。」

○伊藤（忠）委員 「ガイドラインは学校へ説明するのみではなく、生徒や保護者に対しても、県教育委員会としてガイドラインを作って取り組むことを伝えておいた方がいいと思います。」

○稲葉健康・安全教育課長 「リーフレット等で周知できるように検討します。」

○吉田教育長 「周知の仕方も含めて、委員皆さんに意見を聞いてから策定することとし、次回にしたいと思います。」

○吉田教育長 「次に、その他報告事項2について、ご報告をお願いします。」

○山内教育研究所長 「“教育セミナー2022”（創立30周年記念）の開催について、ご報告します。教育セミナーは、本県の教育に関する課題の解決を目指して、指導主事、指定研究員等が行った研究の成果を発表するとともに、教育関係者及び教育に関心のある方々と本県教育について共に考える機会としており、途中名称の変更はあったものの、平成5年4月の開所以来、今回で30回目の開催となります。

今年度の教育セミナーは、7月22日金曜日に、『次世代の子どもたちの学びのために』をテーマとして、第1部を集合型及びオンライン型で開催します。全体講演では、国際大学グローバル・コミュニケーション・センター准教授の豊福先生に『「2030年代に向けたデジタル学習論」～教育DXとデジタルシティズンシップ～』と題して、ご講演いただく予定となっております。

第2部は、7月22日から8月22日の約1ヶ月間、オンデマンド型動画配信として、今年度の教育研究所の研究協力校等において実施しました、ICTを活用した授業実践並びに電子黒板活用例の動画を『Google Classroom』を使って配信する予定としております。

参加申込につきましては、教育研究所のWebページ、もしくはリーフレット等を使いまして申し込みをいただけますが、さらに広く、関心のある方々にも参加いただけるよう、県民だよりや奈良県デジタルサイネージのほか、様々なツールを使いまして広報し、実りのあるセミナーにしたいと考えています。

以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○吉田教育長 「ご意見、ご質問が無いようですので、その他報告事項2について、承認してよろしいか。」

議 案 及 び 議 事 内 容

※各委員一致で承認

○吉田教育長 「その他報告事項2については承認いたします。」

○吉田教育長 「その他連絡、報告事項はありますか。」

○東村教職員課長 「前回の委員会においてご質問いただいた『昨年の小学校英語教育推進特別選考で英語資格により加点を受けた受験者数』について回答します。当該選考を受験したのは12人で、うち英語資格により加算を受けたのは3人でした。

以上です。」

非公開議案

議決事項2 奈良県教育委員会手数料条例の一部を改正する条例について

議決事項3 6月県議会予算外議案の提案について

議決事項5 奈良県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例について

非公開にて審議

○吉田教育長 「それでは、議案の審議が終了したと認められますので、委員の皆様にお諮りします。本日の委員会を閉会することとしては、いかがでしょうか。」

※各委員一致で承認

○吉田教育長 「委員の皆様の議決を得ましたので、これもちまして、本日の委員会を閉会します。」